

第64号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

品川区長 濱 野 健

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(2)の表10の項中「450円」の次に「(多機能端末機による戸籍の全部・個人事項証明書の交付にあつては、1通につき350円)」を加え、同表16の項中「300円」の次に「(多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円)」を加える。

付 則

この条例は、令和3年1月12日から施行する。

(説明) 多機能端末機により交付する戸籍の全部・個人事項証明書および戸籍の附票の写しに係る手数料を定める必要がある。